

2008年 輸出統計品目表新旧対照表

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番 号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
03.01		魚 (生きているものに限る。)			03.01		魚 (生きているものに限る。)		
0301.10		(省 略)			0301.10		(省 略)		
0301.95		---その他のもの			0301.95		---たい		
0301.99		---たい			0301.99	100	---その他のもの		KG
	100	---		KG		900	---		KG
	900	---		KG					
03.04		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んである かないかを問わない。) ー生鮮のもの 及び冷蔵したもの			03.04		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの 及び冷蔵し又は冷凍したものに限るもの とし、細かく切り刻んであるかないかを 問わない。) ー生鮮のもの及び冷蔵した もの		
0304.11		(省 略)			0304.11		(省 略)		
0304.12		(省 略)			0304.12		(省 略)		
0304.19		---その他のもの			0304.19		---その他のもの		
	100	---		KG		100	---		KG
	200	---		KG		5	---		KG
	900	---		KG		900	---		KG
0304.21		ー冷凍したフィレ			0304.21		ー冷凍したフィレ		
0304.22		(省 略)			0304.22		(省 略)		
0304.29		---その他のもの			0304.29		---その他のもの		
	100	---		KG		100	---		KG
	200	---		KG		2	---		KG
	300	---		KG		4	---		KG
	900	---		KG		4	---		KG
0304.91		ーその他のもの			0304.91		ーその他のもの		
0304.99		(省 略)			0304.99		(省 略)		
06.02		その他の生きている植物 (根を含む。)、 挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸			06.02		その他の生きている植物 (根を含む。)、 挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸		
0602.10		(省 略)			0602.10		(省 略)		
0602.40		ーその他のもの			0602.40		ーその他のもの		
0602.90		ー樹木及び灌木 (接ぎ木してあるか ないかを問わない。)		NO	0602.90	000	---		KG
	100	---		KG		1	---		
	900	---		KG					
16.04		魚 (調製し又は保存に適する処理をした ものに限る。)、キャビア及び魚卵から 調製したキャビア代用物 ー魚 (全形 のもの及び断片状のものに限るもの とし、細かく切り刻んだものを除く。)			16.04		魚 (調製し又は保存に適する処理をした ものに限る。)、キャビア及び魚卵から 調製したキャビア代用物 ー魚 (全形 のもの及び断片状のものに限るもの とし、細かく切り刻んだものを除く。)		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1604.11 }		(省 略)			1604.11 }		(省 略)		
1604.13					1604.13				
1604.14		---まぐろ、はがつつお (サルダ属 のもの) 及びかつお			1604.14		---まぐろ、はがつつお (サルダ属 のもの) 及びかつお		
		----気密容器入りのもの					----気密容器入りのもの		
		-----まぐろ					-----まぐろ		
	111 4	-----油漬けのもの (削 除)		KG	111 4		-----油漬けのもの		KG
	119 5	-----その他のもの		KG	<u>112 5</u>		-----水煮のもの		<u>KG</u>
	120 6	-----はがつつお及びかつお		KG	119 5		-----その他のもの		KG
	900 2	-----その他のもの		KG	120 6		-----はがつつお及びかつお		KG
1604.15		---さば			900 2		---その他のもの		KG
		----気密容器入りのもの (削 除)			1604.15		---さば		
	120 5	----水煮のもの		KG			----気密容器入りのもの		
	190 5	----その他のもの		KG	<u>110 2</u>		----油漬けのもの		<u>KG</u>
	900 1	----その他のもの		KG	120 5		----水煮のもの		KG
1604.16 }		(省 略)			1604.16 }		(省 略)		
1604.30					1604.30				
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水 棲無脊椎動物 (調製し又は保存に 適する処理をしたものに限る。)			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水 棲無脊椎動物 (調製し又は保存に 適する処理をしたものに限る。)		
<u>1605.10</u>	<u>000 0</u>	一かに		<u>KG</u>	<u>1605.10</u>		一かに		
					<u>100 2</u>		----気密容器入りのもの		<u>KG</u>
1605.20 }		(省 略)			<u>900 4</u>		----その他のもの		<u>KG</u>
1605.90					1605.20 }		(省 略)		
20.08		果実、ナットその他植物の食用の 部分 (その他の調製をし又は保存 に適する処理をしたものに限るも のとし、砂糖その他の甘味料又は アルコールを加えてあるかないか を問わず、他の項に該当するもの を除く。)			20.08		果実、ナットその他植物の食用の 部分 (その他の調製をし又は保存 に適する処理をしたものに限るも のとし、砂糖その他の甘味料又は アルコールを加えてあるかないか を問わず、他の項に該当するもの を除く。)		
		一ナット、落花生その他の種 (こ れらを相互に混合してあるかな いかを問わない。)					一ナット、落花生その他の種 (こ れらを相互に混合してあるかな いかを問わない。)		
2008.11 }		(省 略)			2008.11 }		(省 略)		
2008.20					2008.20				
<u>2008.30</u>	<u>000 0</u>	一かんきつ類の果実		<u>KG</u>	<u>2008.30</u>		一かんきつ類の果実		
					<u>100 2</u>		---うんしゅうみかん (気密容器 入りのものに限る。)		<u>KG</u>
					<u>900 4</u>		---その他のもの		<u>KG</u>
2008.40 }		(省 略)			2008.40 }		(省 略)		
2008.99					2008.99				

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
22.08		エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。) 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			22.08		エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。) 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
2208.20		(省 略)			2208.20		(省 略)		
2208.70		—その他のもの			2208.70		—その他のもの		
2208.90		—しようちゆう		L	2208.90	000	—その他のもの		L
	100	—その他のもの		L					
	900	—その他のもの		L					
23.01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット (食用に適しないものに限る。) 並びに獣脂かす			23.01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット (食用に適しないものに限る。) 並びに獣脂かす		
2301.10		(省 略)			2301.10		(省 略)		
2301.20		—魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット		MT	2301.20	000	—魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット		MT
	100	—魚の粉、ミール及びペレット		MT					
	900	—その他のもの		MT					
29.36		プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの (天然のものを濃縮したものを含む。) に限る。) 並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) —ビタミン及びその誘導体 (混合してないものに限る。)			29.36		プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの (天然のものを濃縮したものを含む。) に限る。) 並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) —ビタミン及びその誘導体 (混合してないものに限る。)		
2936.21		(省 略)			2936.21		(省 略)		
2936.28		—その他のビタミン及びその誘導体		KG	2936.28		—その他のビタミン及びその誘導体		
2936.29	000	—その他のビタミン及びその誘導体		KG	2936.29		—その他のビタミン及びその誘導体		
		—葉酸及びその誘導体				100	—葉酸及びその誘導体		KG
		—その他のもの				900	—その他のもの		KG
2936.90		(省 略)			2936.90		(省 略)		
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)			38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)		
3808.50		(省 略)			3808.50		(省 略)		

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3808.91	100 2	－その他のもの －殺虫剤		KG	3808.91	100 2	－その他のもの －殺虫剤		KG
	900 4	－有機りん系のもの (削 除)		KG		200 4	－有機塩素系のもの		KG
		－その他のもの		KG		900 4	－その他のもの		KG
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業（類似の工業を 含む。）において生産される化学 品及び調製品（天然物のみの混合 物を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。）			38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業（類似の工業を 含む。）において生産される化学 品及び調製品（天然物のみの混合 物を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。）		
3824.10 }		(省 略)			3824.10 }		(省 略)		
3824.83					3824.83				
3824.90	100 6	－その他のもの －小売用の容器入りにした修正 液	NO	KG	3824.90	000 4	－その他のもの		KG
	900 1	－その他のもの		KG					
38.25		化学工業（類似の工業を含む。） において生ずる残留物（他の項に 該当するものを除く。）、都市廃 棄物、下水汚泥及びこの類の注6 のその他の廃棄物			38.25		化学工業（類似の工業を含む。） において生ずる残留物（他の項に 該当するものを除く。）、都市廃 棄物、下水汚泥及びこの類の注6 のその他の廃棄物		
3825.10	110 3	－都市廃棄物 －第16部の物品（家庭用のもの に限る。）の都市廃棄物			3825.10	000 5	－都市廃棄物		KG
	120 6	－第84.71項の機械のもの	NO	KG					
	130 2	－第85.17.12号の機器のもの	NO	KG					
	190 6	－第85.28項の機器のもの	NO	KG					
	900 2	－その他のもの		KG					
3825.20 }		(省 略)			3825.20 }		(省 略)		
3825.90					3825.90				
41.01		牛（水牛を含む。）又は馬類の動 物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、 乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の 保存に適する処理をしたもので、 なめし、パーチメント仕上げ又は これら以上の加工をしてないもの に限るものとし、脱毛してあるか ないか又はスプリットしてあるか ないかを問わない。）			41.01		牛（水牛を含む。）又は馬類の動 物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、 乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の 保存に適する処理をしたもので、 なめし、パーチメント仕上げ又は これら以上の加工をしてないもの に限るものとし、脱毛してあるか ないか又はスプリットしてあるか ないかを問わない。）		
4101.20	000 3	－全形の原皮（重量が1枚につき、 単に乾燥したものは8キログラ ム以下、乾式塩蔵をしたものは 10キログラム以下又は生鮮のも の若しくは湿式塩蔵その他の保 存に適する処理をしたものは16 キログラム以下のものに限る。）		KG	4101.20		－全形の原皮（重量が1枚につき、 単に乾燥したものは8キログラ ム以下、乾式塩蔵をしたものは 10キログラム以下又は生鮮のも の若しくは湿式塩蔵その他の保 存に適する処理をしたものは16 キログラム以下のものに限る。）		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4101.50		(省 略)			100	5	---なめし過程にないもの	NO	KG
4101.90	000	3	---	KG	900	0	---その他のもの	SM	KG
							(省 略)		
							---その他のもの (バット、ベンズ及びベリーを含む。)		
					100	5	---なめし過程にないもの		KG
					900	0	---その他のもの	SM	KG
41.02		羊の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)		KG	41.02		羊の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)		
							(省 略)		
4102.10					4102.10		---毛がついてないもの		
4102.21	000	0	---	KG	4102.21		---酸漬けしたもの		

					100	2	---なめし過程にないもの		KG
					900	4	---その他のもの	SM	KG
4102.29	000	6	---	KG	4102.29		---その他のもの		

					100	1	---なめし過程にないもの		KG
					900	3	---その他のもの	SM	KG
41.03		その他の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)		KG	41.03		その他の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)		
							は		
4103.20	000	6	---	KG	4103.20		---爬虫類のもの		

					100	1	---なめし過程にないもの		KG
					900	3	---その他のもの		KG
4103.30		(省 略)			4103.30		(省 略)		
4103.90	000	6	---	KG	4103.90		---その他のもの		

					100	1	---なめし過程にないもの		KG
					900	3	---その他のもの		KG
41.04		牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物のなめした皮 (なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないか			41.04		牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物のなめした皮 (なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないか		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4104.11		を問わない。 －湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの (省 略)			4104.11		を問わない。 －湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの (省 略)		
4104.19	000 5	－－その他のもの	SM	KG	4104.19		－－その他のもの		
						100 0	－－床革	SM	KG
						900 2	－－その他のもの	SM	KG
4104.41		－乾燥状態 (クラスト) のもの (省 略)			4104.41		－乾燥状態 (クラスト) のもの (省 略)		
4104.49		(省 略)			4104.49		(省 略)		
41.06		その他の動物のなめした皮 (なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)			41.06		その他の動物のなめした皮 (なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)		
4106.21		－やぎのもの (省 略)			4106.21		－やぎのもの (省 略)		
4106.22		(省 略)			4106.22		(省 略)		
4106.31	000 3	－豚のもの －湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの	SM	KG	4106.31		－豚のもの －湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの		
						100 5	－－床革	SM	KG
						900 0	－－その他のもの	SM	KG
4106.32	000 2	－乾燥状態 (クラスト) のもの	SM	KG	4106.32		－乾燥状態 (クラスト) のもの		
						100 4	－－床革	SM	KG
						900 6	－－その他のもの	SM	KG
4106.40 } 4106.92		(省 略)			4106.40 } 4106.92		(省 略)		
41.07		牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。)			41.07		牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。)		
4107.11		－全形の革 (省 略)			4107.11		－全形の革 (省 略)		
4107.12		(省 略)			4107.12		(省 略)		
4107.19	000 6	－－その他のもの	SM	KG	4107.19		－－その他のもの		
						100 1	－－染色し、着色し又は模様付けしたもの	SM	KG
						900 3	－－その他のもの	SM	KG
4107.91 } 4107.99		－その他のもの (サイドを含む。) (省 略)			4107.91 } 4107.99		－その他のもの (サイドを含む。) (省 略)		
41.13		その他の動物の革 (なめした又は			41.13		その他の動物の革 (なめした又は		

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4113.10 4113.20	100 2	クラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。) (省 略) 一豚のもの	SM	KG	4113.10 4113.20		クラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。) (省 略) 一豚のもの		
	900 4	---染色し、着色し又は模様付けしたもの ---その他のもの	SM	KG	110 5 190 1		---染色し、着色し又は模様付けしたもの ---床革 ---その他のもの ---その他のもの	SM	KG
4113.30 4113.90		(省 略) (省 略)			910 0 990 3		---床革 ---その他のもの (省 略) (省 略)	SM	KG
52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） 一単糸（コムした繊維製のものを除く。）			52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） 一単糸（コムした繊維製のものを除く。）		
5205.11	000 2	---714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		KG	5205.11		---714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
					100 4		---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
5205.12	000 1	---232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		KG	5205.12		---232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		KG
					100 3		---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
5205.13	000 0	---192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）		KG	5205.13		---192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）		KG
					100 2		---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
5205.14	000 6	---125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		KG	5205.14		---125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		KG
					100 1		---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
5205.15	000 5	---125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超える		KG	5205.15		---125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超える		KG
					900 3		---その他のもの		KG

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5205.21	000	もの) —単糸 (コームした繊維製のもの に限る。) —714.29デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下の もの)		KG	100	0	もの) —他の繊維を交えてないもの で生のもの		KG
					900	2	—その他のもの —単糸 (コームした繊維製のもの に限る。)		
5205.22	000	—232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの (メートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG	5205.21		—714.29デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下の もの)		KG
					100	1	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.22	000	—232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの (メートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG	5205.22		—232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの (メートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG
					100	0	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.23	000	—192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG	5205.23		—192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG
					100	2	—その他のもの		
5205.23	000	—192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG	5205.23		—192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG
					100	6	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.24	000	—125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手52を超え80以下 のもの)		KG	5205.24		—125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手52を超え80以下 のもの)		KG
					100	1	—その他のもの		
5205.24	000	—125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手52を超え80以下 のもの)		KG	5205.24		—125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手52を超え80以下 のもの)		KG
					100	5	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.26	000	—106.38デシテックス以上125 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手80を超え94以下 のもの)		KG	5205.26		—106.38デシテックス以上125 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手80を超え94以下 のもの)		KG
					100	0	—その他のもの		
5205.26	000	—106.38デシテックス以上125 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手80を超え94以下 のもの)		KG	5205.26		—106.38デシテックス以上125 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手80を超え94以下 のもの)		KG
					100	3	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.27	000	— 83.33 デシテックス 以上 106.38デシテックス未満のもの (メートル式番手94を超え 120以下のもの)		KG	5205.27		— 83.33 デシテックス 以上 106.38デシテックス未満のもの (メートル式番手94を超え 120以下のもの)		KG
					100	5	—その他のもの		
5205.27	000	— 83.33 デシテックス 以上 106.38デシテックス未満のもの (メートル式番手94を超え 120以下のもの)		KG	5205.27		— 83.33 デシテックス 以上 106.38デシテックス未満のもの (メートル式番手94を超え 120以下のもの)		KG
					100	2	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.28	000	— 83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG	5205.28		— 83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG
					100	4	—その他のもの		
5205.28	000	— 83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG	5205.28		— 83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG
					100	1	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5205.31	000	3		KG	900	3	---その他のもの		KG
							---マルチプレーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものを除く。)		
					5205.31		---構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)		
5205.32	000	2		KG	100	5	---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
							---その他のもの		
					5205.32	900	0	---構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの)	
5205.33	000	1		KG	100	4	---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
							---その他のもの		
					5205.33	900	6	---構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの)	
5205.34	000	0		KG	100	3	---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
							---その他のもの		
					5205.34	900	5	---構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの)	
5205.35	000	6		KG	100	2	---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
							---その他のもの		
					5205.35	900	4	---構成する単糸が125デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの)	
5205.41	000	0		KG	100	1	---他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
							---その他のもの		
					5205.41	900	3	---マルチプレーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものに限る。)	
								---構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)	
						100	2	---他の繊維を交えてないもので生のもの	
						900	4	---その他のもの	

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5205.42	000	6	—構成する単糸が232.56デンテックス以上714.29デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）	KG	5205.42		—構成する単糸が232.56デンテックス以上714.29デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）		
					100	1	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	3	—その他のもの		KG
5205.43	000	5	—構成する単糸が192.31デンテックス以上232.56デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）	KG	5205.43		—構成する単糸が192.31デンテックス以上232.56デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）		
					100	0	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	2	—その他のもの		KG
5205.44	000	4	—構成する単糸が125デンテックス以上192.31デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）	KG	5205.44		—構成する単糸が125デンテックス以上192.31デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）		
					100	6	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	1	—その他のもの		KG
5205.46	000	2	—構成する単糸が106.38デンテックス以上125デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超え94以下のもの）	KG	5205.46		—構成する単糸が106.38デンテックス以上125デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超え94以下のもの）		
					100	4	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	6	—その他のもの		KG
5205.47	000	1	—構成する単糸が83.33デンテックス以上106.38デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手94を超え120以下のもの）	KG	5205.47		—構成する単糸が83.33デンテックス以上106.38デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手94を超え120以下のもの）		
					100	3	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	5	—その他のもの		KG
5205.48	000	0	—構成する単糸が83.33デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの）	KG	5205.48		—構成する単糸が83.33デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの）		
					100	2	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	4	—その他のもの		KG
55.08			縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		55.08		縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		
5508.10			—合成繊維の短繊維のもの		5508.10		—合成繊維の短繊維のもの		

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		(削 除)			100	1	---ナイロンその他のポリアミド の短繊維のもの		KG
5508.20	200	3 ---ポリエステル製の短繊維のもの		KG	5508.20	200	3 ---ポリエステル製の短繊維のもの		KG
	900	3 ---その他のもの (省 略)		KG		900	3 ---その他のもの (省 略)		KG
56.03		不織布 (染み込ませ、塗布し、被 覆し又は積層したものであるかな いかを問わない。) ---人造繊維の長繊維のもの ---重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの			56.03		不織布 (染み込ませ、塗布し、被 覆し又は積層したものであるかな いかを問わない。) ---人造繊維の長繊維のもの ---重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの		
5603.11		---ポリエステル製のもの	SM	KG	5603.11		---ポリエステル製のもの	SM	KG
	200	1 ---その他のもの	SM	KG		100	6 ---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	900	1 ---その他のもの	SM	KG		200	1 ---ポリエステル製のもの	SM	KG
						300	3 ---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.12		(省 略)			5603.12	900	1 ---その他のもの (省 略)	SM	KG
5603.13		---重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの (削 除)			5603.13		---重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの		
						100	4 ---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	200	6 ---ポリエステル製のもの	SM	KG		200	6 ---ポリエステル製のもの	SM	KG
	300	1 ---ポリプロピレン製のもの	SM	KG		300	1 ---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.14	900	6 ---その他のもの ---重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの	SM	KG	5603.14	900	6 ---その他のもの ---重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの	SM	KG
	100	3 ---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG		100	3 ---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	200	5 ---ポリエステル製のもの (削 除)	SM	KG		200	5 ---ポリエステル製のもの	SM	KG
	900	5 ---その他のもの ---重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの (削 除)	SM	KG		300	0 ---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.91		---その他のもの			5603.91	900	5 ---その他のもの ---重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの	SM	KG
						100	3 ---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	300	0 ---ポリプロピレン製のもの	SM	KG		200	5 ---ポリエステル製のもの	SM	KG
5603.92	900	5 ---その他のもの (省 略)	SM	KG	5603.92	300	0 ---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.93		---重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの			5603.93	900	5 ---その他のもの (省 略)	SM	KG
	100	1 ---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG		100	1 ---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	200	3 ---ポリエステル製のもの (削 除)	SM	KG		200	3 ---ポリエステル製のもの	SM	KG
	900	3 ---その他のもの ---重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの	SM	KG		300	5 ---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.94					5603.94	900	3 ---その他のもの ---重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの	SM	KG

新 (2008年)					旧 (2007年)									
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位						
			I	II				I	II					
57.03	100	0	---	ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG	57.03	100	0	---	ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG	
	200	2	---	ポリエステル製のもの (削 除)	SM	KG		200	2	---	ポリエステル製のもの	SM	KG	
	900	2	---	その他のもの	SM	KG		300	4	---	ポリプロピレン製のもの	SM	KG	
5703.10				じゆうたんその他の繊維用繊維の 床用敷物 (タフトしたものに 限るものとし、製品にしたも のであるかないかを問わない。)			5703.10				じゆうたんその他の繊維用繊維の 床用敷物 (タフトしたものに 限るものとし、製品にしたも のであるかないかを問わない。)			
5703.20	000	5	---	ナイロンその他のポリアミド製 のもの	SM	KG	5703.20				---	ナイロンその他のポリアミド製 のもの		
5703.30				(省 略)			5703.30	100	0	---	タイル (表面積が0.3平方メ ートル以下のものに限る。)	SM	KG	
5703.90				(省 略)			5703.90	900	2	---	その他のもの	SM	KG	
61.05				男子用のシャツ (メリヤス編み又 はクロセ編みのものに限る。)			61.05				男子用のシャツ (メリヤス編み又 はクロセ編みのものに限る。)			
6105.10				(省 略)			6105.10				(省 略)			
6105.20	000	6	---	一人造繊維製のもの	NO	KG	6105.20				---	一人造繊維製のもの		
6105.90	000	6	---	その他の繊維用繊維製のもの	NO	KG	6105.90	110	4	---	合成繊維製のもの	NO	KG	
								120	0	---	再生繊維又は半合成繊維製 のもの	NO	KG	
								900	3	---	その他のもの	NO	KG	
								100	1	---	オープンシャツ、ポロシャツ その他これらに類するもの	NO	KG	
								900	3	---	その他のもの	NO	KG	
61.06				女子用のブラウス、シャツ及びシ ャツブラウス (メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。)			61.06				女子用のブラウス、シャツ及びシ ャツブラウス (メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。)			
6106.10				(省 略)			6106.10				(省 略)			
6106.20				(省 略)			6106.20				(省 略)			
6106.90	000	4	---	その他の繊維用繊維製のもの	NO	KG	6106.90	100	6	---	ブラウス、シャツブラウス、 オープンシャツ、ポロシャツ その他これらに類するもの	NO	KG	
								900	1	---	その他のもの	NO	KG	
61.08				女子用のスリッパ、ペティコート、 ブリーフ、パンティ、ナイトドレ ス、パジャマ、ネグリジェ、バス ローブ、ドレッシングガウンそ の他これらに類する製品 (メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに 限る。)			61.08				女子用のスリッパ、ペティコート、 ブリーフ、パンティ、ナイトドレ ス、パジャマ、ネグリジェ、バス ローブ、ドレッシングガウンそ の他これらに類する製品 (メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに 限る。)			

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6108.11		－スリッパ及びベティコート (省 略)			6108.11		－スリッパ及びベティコート (省 略)		
6108.19	000 1	－－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6108.19		－－その他の紡織用繊維製のもの		
						100 3	－－綿製のもの	NO	KG
						900 5	－－－その他のもの	NO	KG
6108.21		－ブリーフ及びパンティ (省 略)			6108.21		－ブリーフ及びパンティ (省 略)		
6108.39		－その他のもの			6108.39		－その他のもの		
6108.91	000 6	－－綿製のもの	NO	KG	6108.91		－－綿製のもの		
						100 1	－－ネグリジェ、バスローブ、 ドレッシングガウンその他 これらに類する製品	NO	KG
6108.92	000 5	－－人造繊維製のもの	NO	KG	6108.92		－－－その他のもの	NO	KG
						900 3	－－人造繊維製のもの	NO	KG
						100 0	－－－ネグリジェ、バスローブ、 ドレッシングガウンその他 これらに類する製品	NO	KG
						900 2	－－－その他のもの	NO	KG
6108.99		(省 略)			6108.99		(省 略)		
61.09		Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.09		Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6109.10		(省 略)			6109.10		(省 略)		
6109.90	100 0	－その他の紡織用繊維製のもの －－異なる色の糸から成るもの又は はなせんしたもの	NO	KG	6109.90		－その他の紡織用繊維製のもの －－異なる色の糸から成るもの又は はなせんしたもの		
						110 3	－－－合成繊維製のもの	NO	KG
						120 6	－－－再生繊維又は半合成繊維製 のもの	NO	KG
						190 6	－－－その他のもの	NO	KG
		(省 略)					(省 略)		
61.10		ジャージー、プルオーバー、カー ディガン、ベストその他これらに 類する製品（メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。） －羊毛製又は織獣毛製のもの			61.10		ジャージー、プルオーバー、カー ディガン、ベストその他これらに 類する製品（メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。） －羊毛製又は織獣毛製のもの		
6110.11		(省 略)			6110.11		(省 略)		
6110.19					6110.19				
6110.20	000 3	－綿製のもの	NO	KG	6110.20		－綿製のもの		
						100 5	－トレーナー	NO	KG
						900 0	－－その他のもの	NO	KG
6110.30	000 0	－人造繊維製のもの	NO	KG	6110.30		－人造繊維製のもの		
						100 2	－トレーナー	NO	KG
						900 4	－－その他のもの	NO	KG
6110.90		(省 略)			6110.90		(省 略)		
61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに限			61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに限		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6116.10		る。) (省 略)			6116.10		る。) (省 略)		
6116.91	000 4	—その他のもの —羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG	6116.91		—その他のもの —羊毛製又は織獣毛製のもの		
					150	0	—編み上げたもの	PR	KG
					250	2	—縫製したもの	PR	KG
6116.92	000 3	—綿製のもの	PR	KG	6116.92		—綿製のもの		
					150	6	—編み上げたもの	PR	KG
					250	1	—縫製したもの	PR	KG
6116.93	000 2	—合成繊維製のもの	PR	KG	6116.93		—合成繊維製のもの		
					150	5	—編み上げたもの	PR	KG
					250	0	—縫製したもの	PR	KG
6116.99	000 3	—その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG	6116.99		—その他の紡織用繊維製のもの		
					150	6	—編み上げたもの	PR	KG
					250	1	—縫製したもの	PR	KG
64.03		履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)			64.03		履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)		
		—スポーツ用の履物					—スポーツ用の履物		
6403.12	000 6	—スキー靴 (クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ		PR	6403.12		—スキー靴 (クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ		
					100	1	—本底がゴム製のもの		PR
					900	3	—その他のもの		PR
6403.19	000 6	—その他のもの		PR	6403.19		—その他のもの		
					100	1	—本底がゴム製のもの		PR
					900	3	—その他のもの		PR
6403.20		(省 略)			6403.20		(省 略)		
6403.40	000 6	—その他の履物 (保護用の金属製トーチカップを有するものに限る。)		PR	6403.40		—その他の履物 (保護用の金属製トーチカップを有するものに限る。)		
					110	4	—靴 (本底がゴム製のものに限る。)		PR
					190	0	—その他のもの		PR
6403.51		—その他の履物 (本底が革製のものに限る。)			6403.51		—その他の履物 (本底が革製のものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
6403.59		(省 略)			6403.59		(省 略)		
		—その他の履物					—その他の履物		
6403.91	000 4	—くるぶしを覆うもの		PR	6403.91		—くるぶしを覆うもの		
					100	6	—本底がゴム製のもの		PR
					900	1	—その他のもの		PR
6403.99		(省 略)			6403.99		(省 略)		
64.04		履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。)			64.04		履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
6404.19		—その他のもの			6404.19		—その他のもの		

新 (2008年)				旧 (2007年)						
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
69.12 6912.00	100	6	---	靴			---	靴		
	900	1	---	その他のもの	110	2	----	本底がゴム製のもの		PR
					190	5	---	その他のもの		PR
					900	1	---	その他のもの		PR
	120	2	---	32個以上の組物	110	6	---	喫茶用のもの	DZ	KG
	130	5	---	32個未満の組物又はばら物			---	その他のもの		
					191	3	---	32個以上の組物	DZ	KG
					192	4	---	32個未満の組物又はばら物	DZ	KG
	200	5		一台所用品	200	5		一台所用品	DZ	KG
	900	5		その他のもの	900	5		その他のもの		KG
71.17				身辺用模造細貨類	71.17			身辺用模造細貨類		
				一卑金属製のもの（貴金属をめぐりしてあるかないかを問わない。）				一卑金属製のもの（貴金属をめぐりしてあるかないかを問わない。）		
7117.11				(省 略)	7117.11			(省 略)		
7117.19				(省 略)	7117.19			(省 略)		
7117.90	000	5		その他のもの	7117.90			その他のもの		
					200	2	---	模造真珠製のもの	DZ	KG
					900	2	---	その他のもの		KG
84.15				エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	84.15			エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
8415.10				一窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	8415.10	000	2	一窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）		NO
	100	4		一小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）						
	900	6		その他のもの						
8415.20				(省 略)	8415.20			(省 略)		
8415.90					8415.90					
84.18				冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）	84.18			冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）		
8418.10				一冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	8418.10	000	3	一冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	NO	KG
	100	5		一小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）						
	900	0		その他のもの						

新 (2008年)					旧 (2007年)						
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
8418.21	100	1	—家庭用冷蔵庫 —圧縮式のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)	NO	KG	8418.21	000	6	—家庭用冷蔵庫 —圧縮式のもの	NO	KG
	900	3	—その他のもの	NO	KG						
8418.29	100	0	—その他のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)	NO	KG	8418.29	000	5	—その他のもの	NO	KG
	900	2	—その他のもの	NO	KG						
8418.30 } 8418.99			(省 略)			8418.30 } 8418.99			(省 略)		
84.29			ブルドーザー、アングルドーザー、 地ならし機、スクレーパー、メカ ニカルショベル、エキスカベータ ー、ショベルローダー、突固め用 機械及びロードローラー (自走式 のものに限る。) —ブルドーザー及びアングルドー ザー			84.29			ブルドーザー、アングルドーザー、 地ならし機、スクレーパー、メカ ニカルショベル、エキスカベータ ー、ショベルローダー、突固め用 機械及びロードローラー (自走式 のものに限る。) —ブルドーザー及びアングルドー ザー		
8429.11 } 8429.30 8429.40			(省 略)			8429.11 } 8429.30 8429.40			(省 略)		
	200	4	—突固め用機械及びロードローラ — —タイヤ式のもの	NO	KG		100	2	—突固め用機械 —ロードローラー	NO	KG
	300	6	—振動式のもの	NO	KG						
	900	4	—その他のもの	NO	KG		210	0	—タイヤ式のもの	NO	KG
							220	3	—振動式のもの	NO	KG
							290	3	—その他のもの	NO	KG
8429.51 } 8429.59			—メカニカルショベル、エキスカ ベーター及びショベルローダー (省 略)			8429.51 } 8429.59			—メカニカルショベル、エキスカ ベーター及びショベルローダー (省 略)		
84.50			家庭用又は営業用の洗濯機 (脱水 機兼用のものを含む。) —洗濯機 (1回の洗濯容量が乾燥 した繊維製品の重量で10キログ ラム以下のものに限る。)			84.50			家庭用又は営業用の洗濯機 (脱水 機兼用のものを含む。) —洗濯機 (1回の洗濯容量が乾燥 した繊維製品の重量で10キログ ラム以下のものに限る。)		
8450.11	100	3	—全自動のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)			8450.11	000	1	—全自動のもの		NO
	900	5	—その他のもの								
8450.12	100	2	—その他のもの (遠心式脱水機 を自蔵するものに限る。)			8450.12	000	0	—その他のもの (遠心式脱水機 を自蔵するものに限る。)		NO
	900	4	—小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)								
8450.19	100	2	—その他のもの —小売用の包装にしたもの			8450.19	000	0	—その他のもの		NO

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		(使用されたものを除く。)							
8450.20	900 4	---その他のもの		NO	8450.20		(省略)		
8450.90		(省略)			8450.90		(省略)		
84.52		ミシン (第84.40項の製本ミシンを除く。)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー			84.52		ミシン (第84.40項の製本ミシンを除く。)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー		
8452.10		(省略)			8452.10		(省略)		
8452.21		-その他のミシン					-その他のミシン		
		---自動式のもの			8452.21		---自動式のもの		
	100 3	---単針直線縫いのもの	NO	KG			---単針直線縫いのもの		
					110 6		---織物用のもの	NO	KG
					190 2		---その他のもの	NO	KG
	200 5	---オーバロックミシン	NO	KG	200 5		---オーバロックミシン	NO	KG
	900 5	---その他のもの	NO	KG	900 5		---その他のもの	NO	KG
8452.29		(省略)			8452.29		(省略)		
8452.90					8452.90				
84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械 (他の項に該当するものを除く。)			84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械 (他の項に該当するものを除く。)		
8471.30		(省略)			8471.30		(省略)		
8471.50					8471.50				
8471.60	000 1	-入力装置及び出力装置 (同一のハウジングに記憶装置を収納しているかないかを問わない。)		NO	8471.60		-入力装置及び出力装置 (同一のハウジングに記憶装置を収納しているかないかを問わない。)		
							-表示装置		
					210 1		---液晶式のもの	NO	
					220 4		---その他のもの	NO	
					900 5		---その他のもの	NO	
8471.70		(省略)			8471.70		(省略)		
8471.90					8471.90				
85.01		電動機及び発電機 (原動機とセットにした発電機を除く。)			85.01		電動機及び発電機 (原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10		(省略)			8501.10		(省略)		
8501.34					8501.34				
8501.40		-その他の単相交流電動機			8501.40		-その他の単相交流電動機		
	200 0	---出力が70ワット以下のもの	NO	KG	100 5		---ミシン用のもの	NO	KG
	300 2	---出力が70ワットを超えるもの	NO	KG			---その他のもの		
					910 3		---出力が70ワット以下のもの	NO	KG
					920 6		---出力が70ワットを超えるもの	NO	KG

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8501.51 }		－その他の多相交流電動機			8501.51 }		－その他の多相交流電動機		
8501.64		(省 略)			8501.64		(省 略)		
85.04		トランスフォーマー、スタティックコンバーター (例えば、整流器)及びインダクター			85.04		トランスフォーマー、スタティックコンバーター (例えば、整流器)及びインダクター		
8504.10	000 6	－放電管用安定器	NO	KG	8504.10	000 6	－放電管用安定器	NO	KG
		－トランスフォーマー (絶縁性の液体を使用するものに限る。)					－トランスフォーマー (絶縁性の液体を使用するものに限る。)		
8504.21 }		(省 略)			8504.21 }		(省 略)		
8504.23					8504.23				
8504.31		－その他のトランスフォーマー			8504.31		－その他のトランスフォーマー		
		－容量が1キロボルトアンペア以下のもの					－容量が1キロボルトアンペア以下のもの		
	200 3	－計器用変成器	NO	KG	100 1	1	－中間周波変成器及び高周波変成器	NO	KG
	900 3	－その他のもの	NO	KG	200 3	3	－計器用変成器	NO	KG
					900 3	3	－その他のもの	NO	KG
8504.32 }		(省 略)			8504.32 }		(省 略)		
8504.90					8504.90				
85.28		モニター及びビデオプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			85.28		モニター及びビデオプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
		－陰極線管モニター					－陰極線管モニター		
8528.41		－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの			8528.41	000 4	－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO
	100 6	－小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO					
	900 1	－その他のもの		NO					
8528.49		－その他のもの			8528.49	000 3	－その他のもの		NO
	100 5	－小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO					
	900 0	－その他のもの		NO					
8528.51		－その他のモニター			8528.51	000 1	－その他のモニター		NO
		－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの					－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		
	100 3	－小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO					
	900 5	－その他のもの		NO					
8528.59		－その他のもの			8528.59	000 0	－その他のもの		NO
	100 2	－小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO					

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
	900	4	---	NO			---		
8528.61	000	5	---	NO	8528.61	000	5	---	NO
8528.69	000	4	---	NO	8528.69	000	4	---	NO
8528.71	000	2	---	NO	8528.71	000	2	---	NO
8528.72			---		8528.72			---	
	110	6	---	NO		100	3	---	NO
	190	2	---	NO		200	5	---	NO
	210	1	---	NO				---	
	290	4	---	NO				---	
	910	1	---	NO		900	5	---	NO
8528.73	990	4	---	NO	8528.73	000	0	---	NO
	100	2	---	NO				---	
	900	4	---	NO				---	
90.06			写真機 (映画用撮影機を除く。)		90.06			写真機 (映画用撮影機を除く。)	
9006.10			並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。)		9006.10			並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。)	
9006.40			(省 略)		9006.40			(省 略)	
9006.51	000	4	---	NO	9006.51	000	4	---	NO
9006.52			---		9006.52			---	

新 (2008年)				旧 (2007年)						
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
	100	5	---	NO		5	---幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するもの			
			有しないもの (幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)		100	5	----フィルムを交換する機能を有しないもの		NO	
					200	0	----その他のもの		NO	
9006.53	900	0	----その他のもの	NO	9006.53	900	----その他のもの		NO	
9006.69			(省 略)		9006.69		(省 略)			
			一部分品及び附属品				一部分品及び附属品			
9006.91	000	6	---写真機用のもの	KG	9006.91		---写真機用のもの			
					100	1	---三脚	NO	KG	
					900	3	---その他のもの		KG	
9006.99	000	5	---その他のもの	KG	9006.99	000	---その他のもの		KG	
90.08			投影機、写真引伸機及び写真縮小機 (映画用のものを除く。)		90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機 (映画用のものを除く。)			
9008.10			(省 略)		9008.10		(省 略)			
9008.20			(省 略)		9008.20		(省 略)			
9008.30	000	0	---その他の投影機	NO	KG	9008.30	---その他の投影機			
					100	2	---オーバーヘッドプロジェクタ	NO	KG	
					900	4	---その他のもの	NO	KG	
9008.40			(省 略)		9008.40		(省 略)			
9008.90			(省 略)		9008.90		(省 略)			
90.17			製図機器、けがき用具及び計算用具 (例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤) 並びに手持ち式の測長用具 (例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。)		90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具 (例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤) 並びに手持ち式の測長用具 (例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。)			
9017.10			(省 略)		9017.10		(省 略)			
9017.30					9017.30					
9017.80			---その他の機器		9017.80		---その他の機器			
	200	6	---巻尺	NO	KG	100	4	---電気式のもの	NO	KG
	900	6	---その他のもの	NO	KG			---その他のもの		
					920	5	---巻尺	NO	KG	
					990	5	---その他のもの	NO	KG	
9017.90			(省 略)		9017.90		(省 略)			
92.07			電氣的に音を発生し又は増幅する楽器 (例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)		92.07		電氣的に音を発生し又は増幅する楽器 (例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)			
9207.10	000	0	---鍵盤楽器 (アコーディオンを除く。)	NO	KG	9207.10	---鍵盤楽器 (アコーディオンを除く。)			
					100	2	---電気ピアノ	NO	KG	
					900	4	---その他のもの	NO	KG	

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
96.06		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク			96.06		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク		
9606.10 }		(省 略)			9606.10 }		(省 略)		
9606.22					9606.22				
9606.29	000 2	ーその他のもの	G S	K G	9606.29		ーその他のもの		
						100 4	ー貝殻製のもの	G S	K G
						900 6	ーその他のもの	G S	K G
9606.30		(省 略)			9606.30		(省 略)		
96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）			96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）		
9608.10		(省 略)			9608.10		(省 略)		
9608.20	000 0	ーフェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー		N O	9608.20		ーフェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー		
						100 2	ー万年筆型又は鉛筆型のもの		N O
						900 4	ーその他のもの		N O
		ー万年筆その他のペン					ー万年筆その他のペン		
9608.31 }		(省 略)			9608.31 }		(省 略)		
9608.99					9608.99				
96.09		鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			96.09		鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		
9609.10		ー鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）			9609.10		ー鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）		
	100 3	ー黒しんのもの		K G			ー鉛筆		
	900 5	ーその他のもの		K G		110 6	ー黒しんのもの	G S	K G
						190 2	ーその他のもの	G S	K G
						200 5	ークレヨン		K G
9609.20	000 5	ー鉛筆のしん（色を問わない。）	K G		9609.20	000 5	ー鉛筆のしん（色を問わない。）		K G
9609.90	000 5	ーその他のもの	K G		9609.90	000 5	ーその他のもの		K G